

議会運営委員会会議録

(令和4年1月20日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和4年1月20日（木）
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子
----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

議会運営委員会の会議録について

開会	10時45分
閉会	12時05分

○鷹野副委員長 失礼いたします。では、引き続き議会運営委員会を開会いたします。

進行のほうを、委員長お願いいたします。

○山下委員長 それでは、前回の全員協議会の中で、後刻、議会運営委員会で会議録を調査の上、事実と異なる部分については、後刻、報告をしたいということでこの前決めたんですが、ただいまからその事実と異なる部分についての協議をしていただきたいと思います。

事前に皆さんにタブレットでお示ししておる、12月10日と12月14日の会議録を見ていただいたと思うんですが、まず会を始める前に、本多局長より会議録についての説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 まず初めに、本日の議会運営委員会の資料について説明をさせていただきます。

この資料につきましては、先ほど委員長がおっしゃったように、事実と異なる部分を特定して報告するというところで作成したものですけれども、内容的には、議事録の中で、先ほど言ったような事実と異なると思われる部分が、発言が、いわゆる発言許可のない発言、中でも見られましたので、そういった発言許可のない発言も全て整文せずに、整理せずにお出した資料となります。黄色で網かけした部分が、先ほど言いましたように発言許可のない発言という部分です。事実と異なると思われる発言につきましては、四角で囲んだ部分であるというふうに特定して、示させていただいております。

以上です。

○山下委員長 今、局長から説明がありました。黄色の部分が発言許可のない発言、四角で囲んだ部分が事実と思われる発言です。

まず最初に四角で囲んだ部分、事実と異なる発言についての取扱いについて、委員の皆さんの御意見、あればお聞かせいただきたいと思います。

本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、今回の内容が、事実と異なる部分を特定することということになりますので、発言に際しては、できれば頭に番号を付けておりますので、何番の発言についてという形で進めていただければと思います。

以上です。

○山下委員長 今、説明のとおり、もし質問があれば、その番号で言っていただきたいと思います。

金繁委員。

○金繁委員 じゃあ12月10日のからでいいですか。

○山下委員長 はい。

○金繁委員 まず最初の発言が、私の発言なんですけれども、「ちょっと委員長、すみません」ということで発言を始めています。

○山下委員長 何番。

○金繁委員 失礼、16番。このときですね……。

○山下委員長 これ、金繁委員、これは黄色の部分よ。今、最初に言ったのは、四角い。

○金繁委員 四角から先に。

○山下委員長 四角から先。

○金繁委員 失礼しました。

○山下委員長 四角の、事実と異なる発言についての御意見ありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 では、32番、私の発言で、「土居さん御本人から自分の名前を消してくれという申出が議長にあった」ということなんです。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 発言の途中で申し訳ございません。今回、そういった形で読み上げられるとまた

議事録にその部分が残ってしまうので、そういった意味で頭の番号でという話をちょっとさせていただきました。失礼しました。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 これ、私は確認をしたんですよ。申出が議長にあったということを断定して、事実として言っているわけではないので、これは、その後の議長の発言も、いや違いますと、私の疑問に対してお答えいただいているので、これは事実と異なる以前の問題です。問題というか、事実云々ではないので、これはこのまま残していただきたいと思います。

○山下委員長 今の発言は、確認の発言なので残してくれという意味なんですか。

○金繁委員 はい。

○山下委員長 これ、議長と私と事務局と、事前にこのことでちょっと協議をしたんですけど、結局、この32番、これ事実と、確認でも事実と異なっておるんですよ。事実と。

金繁委員。

○金繁委員 それを言い出すと、確認した言葉さえ消されていくということになりますよね愛南町議会。それはまずいじゃないですか。

○山下委員長 これ議運の委員の意見で決めていただいたらいいんで、今、金繁委員はその意見なんで、それは意見として、皆さんがそれに対してどう対応するのかは、委員それぞれの考えでやっていったらいいと思います。

○金繁委員 いや、ちょっと待ってください。

○山下委員長 はい。

○金繁委員 議事録というのは、できるだけ正確に残さないといけませんよね。議員個人個人が発言した、それが確認の意味でしたとしても、後からその確認の内容が違っていったということだけで消されるといったらこれ、大問題になると思いますよ。消す根拠がないじゃないですか。消すんやったら消す……。

(発言する者あり)

○金繁委員 私が話しているので、石川委員は待ってください。

消すのであればその理由を、基準をしっかりと出さないといけません。この、今問題にしている私の発言については、議長は違いますとおっしゃっていますが、真実っていうのは分からないんですよ。どっちが正しいかというのは誰が判断するんですか、どのように判断するのか。やっぱり判断基準をしっかりと、じゃあ定めないと、ここで、議長の発言のほうが正しいから、その前の金繁の発言は事実じゃないと消すということになったら、私これ、大問題になると思いますよ。

これを、こういうことをするのであれば、これは議運じゃなくて全員協議会にかけるべきではないですか。ここだけでこんな重要なことを決めてしまっ、全員協議会の場で話した議員も同じように消されていくことになったら大問題です。基準をつくることを、これやるんだったら基準をつくることを、全協でやることを私は提案します。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 私の理解は、議事録はこのまま残して、公表の議事録を今、論議しているという理解なんですが。

○山下委員長 そのとおりですよ。

金繁委員。

○金繁委員 公表するものについても、議事録ですので、できるだけ正確に残さないといけません。

私が、というか議員が、確認の意味で発言したことを、事実と異なると一方的に決めつけて消されるというのは私は納得できません。

○山下委員長 はい、分かりました。

(発言する者あり)

○山下委員長 ちょっと待って。これ、前の全協のときに、この事実と異なる部分が認められたので、後刻、議会運営委員会を開いて、取消しの部分について協議をし、後で報告と、どれも報告なんですよ、これ。議運で開いてどういう扱いにするか、その報告なんで、別に今、金繁委員はそういう、これは確認ができない以上は取り消すべきではないという考えでよろしいんで、ほかの皆さんで、結局最終的に議員の、議運の意見をまとめて報告しないといけないんで、皆さんの意見をまずお聞きしたいと思いますが。

金繁委員。

○金繁委員 じゃあ確認ですけど、報告というのは、全協で報告するんですか。

○山下委員長 そうですよ、結局……。

○金繁委員 報告をしたものが、すみません、報告をしたものが、それが公表用の議事録として公表されるということですよ。

○山下委員長 報告をして、全協で諮るんです。議会運営委員会の今日のその方向性を決めて、全協で報告します。だけど、全協で、賛成多数でいいですよということではそれでいくと。だけど全協の中でそれはおかしいということで賛成少数ならまた方向を全協で考えると。

本多事務局長。

○本多事務局長 今の関係なんですけども、この内容が、あくまでも議会運営委員会での発言ですので、それを取り消すためには、まあ訂正もあるんですけども、それについては議会運営委員会で諮って決定する必要があります。

ただ、議会運営委員会が先般の議会の中でもう活動が終わってしまったので、その終わるまでに、議事録ができた段階で一度中を確認して、委員長が確認をして、その結果を報告すると。

その報告は、議会運営委員会に報告するということになります。

○金繁委員 議会運営委員会の報告ですか。全協では諮らないですね、ほかの議員さんは。

○本多事務局長 議会運営委員会の中での発言ですので、議会運営委員会の中でしか取消し、訂正はできません。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 確認させてください。

そしたら、議運で最終的に消すかどうかを決めて、消されたものが公表されるんですよ、ホームページに。だからやっぱりここで。

○山下委員長 そうですね。そういうこと。

金繁委員。

○金繁委員 だとしたら、やはり消すべきでは私はないと思います。

○山下委員長 はい、分かりました。

○金繁委員 いいですか、もう一言。

○山下委員長 いいです。

○金繁委員 こういうふうに多数決で、議員の発言を議事録から消す、消さないということを決めるというのは、もちろん秘密会に違反して、漏えいしてはいけないということに違反してといった部分を消すというのは分かりますけれども、一個人、一議員が確認したその言葉まで、事実と異なると言って議事録から消すっていうことを、私ここで議題にすること自体、愛南町議会、問題じゃないかと思えますけれども、そこをしっかりとここで議論してほしいと思います。

○山下委員長 これ、金繁委員、ちょっと勘違いしてもろたら困るの。これは一応、事実と異なる発言ではないですかという案なんですよ。案なんよ。案なんで、それはここで諮ったらいいんで、これが別に確認の上なんで、事実と異なることには当てはまらないといったらここは削除の対象にはならないということなので。

金繁委員。

○金繁委員 私が言っているのはその諮ること自体もうやっぱり問題だと思いますよ。議員が話したことを議事録から、これは事実と違うけん消したほうがいいんじゃないか、それは先ほども言いましたように、秘密会のことに違反しているというなら分かります。だけど……

（「前回話は終わっておる」と言う者あり）

○金繁委員 いや、でもそれはおかしい。いや、ここまでの話はしていないですよ。

（「しとる、しとる」と言う者あり）

○金繁委員 だって、これを出してくること自体がおかしいじゃないですか。

○山下委員長 何、ここが、事実と異なる発言ではないですかっていうことを出すことがおかしいということ。

○金繁委員 はい。

○山下委員長 それはあなたの考え方なので分かりました。

ほかの委員の意見ありませんか。

石川委員。

○石川委員 前回の議運で、事実と異なる部分を、先ほど本多事務局長が説明されたとおり、削除するかどうかというのをこのテーブルに出してきたのが今日であって、削除するしないという論議は前回の議運でもう既に決まった話であって、中身に対しての、どこを削除するかという話の、今日の会議だと私は認識しておるんですが。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 確認している発言は、それ事実と異なるかどうかという問題じゃないじゃないですか。これを出してくること自体そういう意味でおかしいと思います。

○山下委員長 だから言っておるでしょう。これは、金繁委員がこれ確認なんですよと言うて、委員の皆さんが、これ確認だからこれは問題ないということなら、そういう話を今しておるんですよ。

金繁委員。

○金繁委員 じゃあ、それをもしこれ議論の土台にのせたとしたら、多数決で、いやこれは事実と違いますから消しましょうということになるではないですか。それはおかしいと思いますよ私。先ほども言いましたけれども、確認している発言まで、事実と違うからっていつて消そうとすること自体、というよりもそれ以前に先ほども言いましたように、それが事実と異なっているのではないかという問題にすること自体、私は異常事態だと思います。

○山下委員長 これ、議会でも委員会でも、最終的に物事を決めるときは、結局、賛否を取って、賛成多数なのか賛成少数なのかで、もう議会を運営していくもんだと思うんですよ。それを、それを拒否しよったらそれ議会のていはなしませんよ。

金繁委員。

○金繁委員 賛成、反対というのは、討論の内容ですよ。今、問題になっているのは、私があることについて、この会議の中で、こうなんじゃないですかと確認したただそれだけの発言です。それを皆さんは、多数決で消すかどうかということをしようとしている。それは私は議会として問題だと思います。

○山下委員長 先ほどから何回も言うておるでしょう。これを多数決でするんじゃないくて、意見を聞いて、皆さんがこれは当てはまらないと言ったら……。

○金繁委員 最終的には多数決でするんですよ。

○山下委員長 そらそう、それがなかったら、議会……。

○金繁委員 それをね、のせるっていうこと自体がおかしい……。

○山下委員長 それはもう、それを言いよると前に進みませんね。

（「というか後戻り」と言う者あり）

○金繁委員 後戻りじゃないですよ。

○山下委員長 挙手をして。

金繁委員。

○金繁委員 ですからここにのせてくるかどうかの基準をまず全協でつくるべきだと思います。議長、こんなことしよったら大ごとですよ、私はそう思います。確認の発言まで、委員会でまた取り上げて、消す消さんを多数決で決めるなんで、これあってはならんと私は思います。ちょっと全協で皆さんに聞いたらどうですか。

○山下委員長 これ、議会運営委員会の意見として、全協に、そうか全協に諮らんとするんかこれは、議会運営委員会のことなんでこれ議運で決めてくれと、決めるべき事案なんだということなんで。

まあ、ほかの委員の方で、この今32番、確認の部分の発言は、事実と異なるとかじゃなくて、削除の対象にはならないという金繁委員の意見なんですけど、ほかの方ちょっと、意見があれば。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私もその金繁委員の主張には賛成いたします。これは確認なんで、確かにそのとおりだとは思っています。しかし、このルール化というか、そういったことについては、ちょっと議員全員協議会に諮ったところで難しいんじゃないかなというように思っています。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 こういうふうに、議事録、公表する分については、問題となる点があったら委員会で話し合っただけで済まないと、全協なら全協で話して決めようということになりましたね。でも、この結論に至った事案というのは、本当は出してはならない内容であったり、それから個人名、プライバシーにかかるんじゃないかという問題、明らかな問題があったからです。私は当然、例えば誰かの名誉を毀損するとか、秘密会の秘密を漏らしているとか、そういう法令違反なり誰かを傷つけるということがあるときに、こういう会議を開くものだと私は考えています。

で、何度も言いますが、会議の中で、これはどうなんだろうかと確認した言葉、発言を、どうしましょう、取り消しましょうかという俎上に出してくることなんて、想定は私はしていませんでした。

ですので、全員協議会の中で、私と同じように思っていられる議員さんもいらっしゃると思います。ですから、私は、この確認の発言を俎上にのせる前に、全員協議会でもう一度確認してほしいです。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 僕の考えは、ごく単純に、そこまで、ちょっとこの内容に行き過ぎておるけん、いけないと思うんですよ。ただ単純に、議事録にはやはり委員長の許可を得て発言しているんだから、残すべきだと思いますよ、これは。そうしないと議事録っていうことではないと思います。

ただ、問題なのは、発言許可のない言葉をどうするかとか、そっちのほうがかちょっと重要なというふうに、ごく単純に思います。ですから、議事録としては、どういう事実であれ残すべきだと思います。それで、ちょっと問題になった改ざんとか、名前消すとか、そういった場合には、その議事録に変化をつけるときには、議運で諮ってどうするかっていう対応を取るべきだと。ただそれで、あまり問題にすることやないと思うんですけど。

以上です。

○山下委員長 あの、これ、もう一度言いますが、この四角の部分は、ここはどうですかという案なんで、別にこの議運でこれ問題ないというたらそのまま載るんで、別にそんなに深く考える必要私はないと。

金繁委員。

○金繁委員 深く考える問題ですよこれは。発言の自由というのは保障されているんですよ。何よりも大事です。議事録から、原本は残りますけれども、これ公表する議事録も、でき得る限り忠実に議事録に沿ったものであるべきです。そういう議論はこの前したはずですよ。

何が除かれるといったときに、誰かの、個人のプライバシーを侵害するとか、何らかの法令違反、そういう場合に除外の検討をしましょうという話でした。

今日、マークされているところたくさんありますよね。この委員会、この委員会というかこの議事録の中で話していることは、削除部分について要望があったかどうかとか、そういう審議を議論しているところでもあります。この議事録の前の委員会の中でもそのやり取りがあつて、どこが真実なのかというのは、そのまま出さないと分からないじゃないですか。これを取り上げること自体、私は本当に問題だと思います。

ですので繰り返しますけれども、名誉毀損とか法令違反とかそういうこと以外の発言を、これはちょっとまずいからとか、これはちょっと事実と異なるんじゃないかとか、確認した言葉まで多数決で、公表する議事録から削除しようとするのであれば、全員協議会を開いてその基準を定めるべきだと思います。

○山下委員長 金繁委員の意見はよく分かりましたと。

ほかの委員の皆さん。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 もう一度確認なんですが、これはあくまで案ですよ。

○山下委員長 そうです。

○嘉喜山委員 案ですよ。で、そういうことであれば、それは案が実際間違いというか、皆さんが間違えていることであれば、それはそれで正せばええんで、先ほど鷹野副委員長が言われたように、単純に僕も考えたいと思っています。

以上です。

○山下委員長 まあ、先ほどから言っているとおりこれは案なんで、これが金繁委員の意見、意見に皆さんがそうですねというたらそのまま載るんで。だけど先ほど言うた、ここでこれを、黄色と角で囲んで審議すること自体私はそれはおかしいという発言、これはやっぱり前の全協でも、事実と異なる部分が認められることについては、後刻、議会運営委員会を開催し、取消しの部分を、取消しは違う、取消しの分を東低の上、報告するというで決まっておるんで。

○金繁委員 いや、違いますよ、もう何度も言いますけど。

○山下委員長 ほかの委員の方の意見。

石川委員。

○石川委員 委員会の議事録、これは要約議事録か、もしくは議事録ということで、議会基本条例にも決まっておると思うんですよ。だから公表する部分について、この議運の中で、公表する部分をどうするかということは、この委員会の中で論議したらいいんじゃないかなと。もしくは、もうそれか、要約議事録にってしまうかという意見もあろうかと思うんです。だから私は、間違った部分を前回、修正しましょうという合意はできているはずなので、その観点から言えば、私は十分修正していったらいいんじゃないかなと。私は前回議長が発言された、原田議員が発言された内容について、事実と異なっている部分については削除すれば、私はいいと思いますけれども。

○山下委員長 金繁委員は、私はこれ確認のための発言だから当然残すべきだということでしょう。

○金繁委員 はい、そうです。

○山下委員長 それについて、皆さんの意見。今32番ですかね、これ。32番。まあ、ほかもありますけど。

金繁委員。

○金繁委員 私のところだけじゃないんです。ほかの部分についても、これ、25番の原田議長の

発言、それと39番の私の発言、私の発言は、39番の発言は、25番の原田議長の発言に対して、それを受けて書いてあることなんですよ。なぜこれが削除の対象にならないといけないんですか。こういうことがいっぱいあるやないですかこの中に。これってまさにこの会議の核心やった部分ですよ。事実かどうかをここで議論するんやったら、この会議をもう一回して、内容変更せんといけんのやないですか。そのぐらいひどいことを今しようとしていると私は思います。

○山下委員長 ひどいことじゃない、これは案として出しておるという。

○金繁委員 何度も言いますけど、委員長。

○山下委員長 はい。

金繁委員。

○金繁委員 だから案と出して出しているとおっしゃいますけど、ここで多数決で、決を採って多数だったら消すんですよ。先ほどそういうことでしたよね。公表する議事録として出すということなので、消されるということには間違いはないじゃないですか。原本には残ったとしても、町民の人はそれを見ることができない。そしたら真実を見ることができなくなるんですよ。

(発言する者あり)

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 一つ整理をさせていただきたいんですけども、そもそもこういった形で取消しについて、議会運営委員会のほうで特定して報告することとなった経緯については、いわゆる議長の発言の中で、事実と異なる部分があると、それについては適正手続を踏まえた上で訂正する必要があるんじゃないかろうかという意見が出て、こういった形になっています。

ただその部分については、この議事録を見てもらったら分かるんですけども、12月14日の議事録の中で、経緯を説明して議長は謝罪をされております。そういった事実があります。そういったことも一点踏まえていただきたい点と、議事録について、後々議論になるものについては、例えば発言許可のない部分についても全てつまびらかに載せるという方向もありますので、いわゆる議事録の中の事実と異なる発言について、このまま残すという選択肢もあるかと思しますので、その点も踏まえて議論をしていただきたいと思います。以上です。

○山下委員長 今、局長から説明がありましたように、一応これは案として出しておるんで、このまま全て残せという委員会の意見なら当然そのまま残せるんですよ。だから委員の皆さんの意見を聞きたいということで、金繁委員は全部、全て残せと言うんでしょう。

金繁委員。

○金繁委員 はい、そうです。ここで多数決で、消す、消さんとされたら大ごとですよ、本当に。

○山下委員長 これ、このまま、委員の皆さんの意見を聞かんと前に進まないので。

那須委員、意見ありませんか。

○那須委員 そうですね、私は金繁委員ほど深刻に考えられないので、よく、ちょっと理解できないところがあるんですよ。そんなに大きに問題にされるもんかなというぐらいしか取っていないので、今一生懸命理解しようとしているんですが、なかなかついていけません。そんなもんかなと思いますけどね。

○山下委員長 金繁委員の意見は分かりましたので。

○金繁委員 委員長すみません、今の那須委員の……。

○山下委員長 ちょっとまだ許可していないです。

○金繁委員 発言に対して。お願いします。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今、那須委員から、そんなに重大かなという発言がありましたけれども、これ事実かどうかという括弧で囲まれている発言、これ全て、本人からの申出があったかどうか、要望が

あったかどうかに関わるところです。ここまさに大事な論点やったやないですか、話し合うときの、この会議の。だからここを残さないと、忠実に残すべきじゃないですか。

○山下委員長 分かりました。金繁委員は残すべきだという意見で。

○金繁委員 というかその前に、全協を開くべきやと思います。

○山下委員長 挙手をして。挙手をして、許可を得て。

金繁委員。

○金繁委員 私は、先ほども申しましたように、こういうふうに関係と異なるかどうかという対象となる、削除の対象となる発言を、これだけたくさん、簡単に出してくるとは思いませんでしたし、これは大変な問題になると思っています。全協でもう一度これを確認すべきだと思います。議長もいらっしゃるので、そこはぜひ議長、お願いいたします。

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 これ先ほども言うておりますように、これは議会運営委員会の中での発言ですので、それはもう議会運営委員会の中で決着をつけると。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 全協で以前話したのは、どういう場合に、公表される議事録として残すかどうかで、問題となっていたのはプライバシーとか法令違反の件です。ですので皆さんあそこで納得して、じゃあ委員会ごとに話して議事録確定していきましょうということになりました。基本は、議事録は公表されるものも原本と忠実に、できるだけそういう法令違反以外はやっていこうということで合意しました。要約した議事録にしようという話は出ませんでした。ですので、これを、こういうふうに容易に、いろんな発言を対象にしてくるのであれば、基準が変わるんですよ、あのとき話した基準と。ですので、それはもう一度全協で議員の、議会は議員によって構成されているわけですから、この一部の議運ではなくて、全員の同意を得るべきやと私は思います。

○山下委員長 はい、金繁委員の意見は分かりました。

しかし、先ほど説明で、総務委員会の中の発言は総務委員会で協議をして取り消したと。総務委員会の。これは先ほど、議会運営委員会でのことなんで、それはやっぱりこのルールを破って、また新たに全協を開いて全協で諮って。

○金繁委員 ルールを破ろうとしているのは今なんですよ。いいですか、委員長。

○山下委員長 許可を、挙手して。

金繁委員。

○金繁委員 ですから、ルールを破ろうとしているのは今この議運なんですよ。前回、先ほど言いましたように、前の全協で、外に出さないほうがいいかもしれない発言があったら、それぞれの委員会で検討して決めましょうということになりました。でもそれは、個人のプライバシーに関することであるとか、法令違反の発言についてです。このように安易に、しかもこの会議の核心であった、本人の許諾を得たとか要望があったとか、そういうことのやり取りをした部分が全部消されようとしている。これは会議の内容自体を改編することになりますよ。まして、私が確認した、一議員が確認しようとした発言まで消そうとしている、これ自体、何度も言いますが、議運がルールを、全協で決めたルールを逸脱しようとしていると私は思います。

○山下委員長 はい、もう先ほどから金繁委員の意見は再々お聞きして。だから言うようにこれは、あの……。

○金繁委員 でも消すんでしょう、だから。

○山下委員長 誰が。

○金繁委員 多数決で。

○山下委員長 いや、皆さんに諮りよるんですよ。

○金繁委員 だからその後は……

○山下委員長 物事を決める場合は皆さんに諮って。

○金繁委員 多数で消すんでしょう。

○山下委員長 挙手して発言をしてください。

金繁委員。

○金繁委員 委員長、何度も押し問答ですけれども、諮っているだけだとおっしゃっていますけれども、ね、賛成か反対かによって、もしかしたら多数で消されないかもしれない、でももしかしたら多数決で消されるかもしれない。後者だった場合に、これは会議の内容を変更するということになりますよ。

○山下委員長 先ほどから言うように物事を決める場合、賛成か反対か、皆さんの意見を聞いて決めるのが議会やないんですか。

金繁委員。

○金繁委員 今の御発言は大変問題も含んでいると思います。多数決で誰かの発言を消すことができる、そのことこそが問題です。

○山下委員長 そんなこと言っていないですよ。物事を決める場合は、皆さんの意見を聞いて、前に進めるのがこれ議会、委員会のルールなんです。それをしちゃ駄目ということ自体が、私はおかしいと思う。

○金繁委員 違います、おっしゃっている、委員長のおっしゃっている……。

○山下委員長 許可していません。許可してから。

金繁委員。

○金繁委員 今、委員長がおっしゃったことと、私、その部分是一緒ですよ。皆さんで話し合っ決めてというのは、当然議会は一つのチームですから。一方で、一人一人の個人の発言を多数決で消すことはできないんですよ。

○山下委員長 それはあなたの考え。

一人ばかり意見を言ってほかの人の意見が聞けませんので。

石川委員。

○石川委員 前回の全協で、この件に関しては、通常の手続を踏んで訂正してくださいということで、全協の中でも合意は得られているはずなんです。だから議運の中でそれは決めてくださいということで……。

○金繁委員 それは問題です。

○石川委員 問題っていったって、それは全協の中で決まっているんです。

○金繁委員 委員長。

○石川委員 まだ発言中やから。だからその今の手続のルールにのっとって、今、会議をしているということが今の現実なので、私はこのまま進めて、どこの部分が、これはあくまでも案なので、公表するしない、議事録自身は残るわけであって、住民が知る方法がないということはないんですよ。これは公開請求かければ議事録は公表できます。公開できますから。だからそういう意味からして、この議運の中での公表の議事録をどうすべきかというのは、議運自身が、委員の皆さんの意見で、総意で決めたらいいことであると、私はそういうふうに思っています。

○山下委員長 私もそういう思いで皆さんに説明しておるんです。

金繁委員。

○金繁委員 先ほどから何度もやり取り、石川委員ともやり取りになっていますけれども、全協で合意があったという合意の範囲をまさに超えているから私は問題にしているんですよ。今回プライバシーとか法令違反ではないですよ。こういうふうに、これがちょっと問題じゃないかというようなものを容易に出してきて、ここで多数決で決めるというのはおかしいです。それは、議運で決めたルールを変更することです、失礼、全協で決めたルールを変更することになるので、全協に諮ってください。ただそれだけのことじゃないですか。

○石川委員 前回、謝罪までして、事実と異なることについてはということで説明しておるわけです。

○山下委員長 石川委員、挙手で。
石川委員。

○石川委員 前回の全協の中でも、議長自らが謝罪されて、事実と違う部分についてはこうさせて
いただきたいということで、そういうことでもう議運に全協が一任しているはずなんですよ。

○金繁委員 それって別の話じゃないですか。

○石川委員 違うよ。だからこの、前回議長が謝罪されて、そういう訂正の部分については議運で
やったらよろしいということで、全協の中でも消しているはずなんですよ。それをまた蒸し返
して……。

○金繁委員 そんな話はしていないですよ。

○山下委員長 本多事務局長、ちょっと確認なんです、今の石川委員の発言、全協で、この事実
と違うことについては全協で、議運で協議してくれということやったんやないんですかね。

○金繁委員 いや、そこまでは話していないんですよ……。

○那須委員 全協で、議長の発言は議長が取り消すみたいにしてもらいたいみたいな言い方をして、
当然それは議運でやりなさいというのはないけども、議運でやるしかないの、議運での発言
なので、議運でやったと、今やりつつあるということで、その議運でやりなさいというふう
に決まっていけないけども、議運でやるしかないの、それはもう粛々とやるべきだし、金繁委
員、言わんとすることも分かるけども、でも、今、私たちがやっていることは、ちゃんとルー
ルに基づいて粛々とやっていることなので、それにおかしいですよといちゃもんつけるのも私
はおかしいと思う。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 いちゃもんと言われましたけれども、私は、今やろうとしていることがルール違反だ
と思います。事実と異なるかどうかという議論をした、それ自体は残さないといけません。
し、それを多数決で消されるというのは、私は納得いきません。

○山下委員長 もうくどくどくどくど何十回同じこと言いよるか分かんけど……。
(発言する者あり)

○山下委員長 これは案で、皆さんがこれは残したら言うたら残るんで、それはやっぱり、このま
まやと前に一步も進まないので。
金繁委員。

○金繁委員 消す発言、消さない発言という、やっぱり判断基準をしっかりと客観的に定めないと、
毎回こういうふうに、これは都合が悪いから消してくれないかということになってくるんじや
ないですかね。

○山下委員長 ちょっと待って、都合が悪いから。これ消して何の都合が悪いの。

○金繁委員 じゃあ残したらいいやないですか。

○山下委員長 それを今協議しよるのよ。あなたが全部止めておるんよこれ、進行を。
金繁委員。

○金繁委員 あまりにもたくさんの発言がマークされています。これ全部消されたら、会議の内容
自体、もう骨抜きになってしまいます。事実と異なるかどうかという観点から言うと言ってい
ますけど、これも事実かどうかのやり取り自体が会議の大事な内容なので、これをごっそり
抜いてしまうというのは、私は議員の発言権を、発言の自由を結局は閉じ込めてしまうこと
になります。幾ら発言しても、こういうふうに町民に見える形での議事録から多数決で消され
ることが起き得るのであれば、これ本当に問題です。私はこれ残してほしいですし、何よ
りもまず基準を、客観的なしっかりした基準を全協でつくるようにしてください。これはいけ
ませんよ、こんなこと急に出してきて。

○山下委員長 全協のことは議長なんで、私に言われても、それは困るんで。

原田議長。

○原田議長 この四角で囲った部分ですよ、今回の。これは、ただ事実と異なるという文章なんですよ、いうたら。

○金繁委員 いや、私、確認の部分もありますけど……。

○原田議長 確認は分かります。それは十分、分かります。けど、その囲っている部分は、確かに事実とは異なると。

(発言する者あり)

○原田議長 文章的にですよ。文章的には。

(発言する者あり)

○山下委員長 ちょっと不規則発言が多いよ、皆さん。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 1 ページの②で、四角で囲んだ、資料1の四角で囲んだ部分は事実と異なると思われる発言と書かれているので、ただ単にそれだけですよ。それをどうするかというだけの判断で、その、まあ確かにこの協議の中で、多数決に諮るのか諮らんのかもう決めたらそれでええだけの話じゃないんですか。

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 確かに金繁委員が言われている確認の部分ですね、それも確かに四角では囲われておるんですけど、これは、私、確認ですので、別に問題はないんじゃないかというふうに私自身は思うんですよ。問題は私の本当に間違った発言、25、29、これをどうするかという問題ではないかと私は思うんです。私が失言したばかりにこうなったんですけど。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 もう25からやっていきましょう。

○山下委員長 再度、事実と異なると思われるですよ、事実と異なる部分じゃなくて、四角で囲んだ部分は事実と異なると思われる部分なんで、金繁委員が言うたようにこれは確認ですよというたら、これは問題ないということで、どんどん進んでいったらいいんじゃないですか。

金繁委員。

○金繁委員 この25番の原田議長の発言なんですけれども、このときはこう思われた、で、後になって誤解でしたということで、全協でおっしゃられて、誤解だったと分かりました。なので、この会議の時点では、これが事実であると思われて発言されているんですよ。私はそれはそれで残して、後日、謝られて、誤解であったということを認められているわけですから、率直にそうやって認められたこと自体も貴重なことですし、それもあるがままの事実の変遷として私は残すべきだと思うんです。何が問題かという、これ、後から後から事実が出てきたら、じゃあまた議事録、公表用の議事録をまた直さんといけんのかと、新たな証言が出てきたらまた直さんといけん、そういう事態が生じてきます。この時点この時点で事実だった以上は、そして誰の名誉も傷つけない法令違反でもない以上は、このまま残すのが議会の正しい姿だと私は思います。

○山下委員長 金繁委員は今の意見です。ほかの委員の皆さんの意見を聞いて決めたいと思います。鷹野副委員長。どうぞ。

○鷹野副委員長 私も、さっきも言ったんですけど、あまり大げさじゃない、ただ今回のこの内容がどうのこうのということで、ちょっと問題があったということで、議事録なんだからもう全て残してもいいと思いますよ。

ただ、この間、ホームページで出た云々という、そういう改ざんとか、ちょっと手を加えるとか、そういった場合には、それぞれの委員会あるいは議運なり、そこで協議してすりゃそれで済むことだと、僕はそう単純に思います。全部残すべきやと思いますよ。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 今、修正の部分だけ注目されていますけど、核心、核心といいますけども、この12月10日の会議の趣旨は、請願の内容の審査であって、それ以前の中身を核心ということにはならないんじゃないかなと私は思うとるんですけど。で、議運の中であった、議事録の中身を消すとか消さんとかっていうことを使われますけど、議事録はあくまでも残るし、公表するかしないかの論議であって、それは議運が、この中の委員会でどれを公表するかしないか。請願の内容を、簡単にいえば、今回要約議事録にして公表するということにはしていないですけども、キーになる部分だけを抜き取って出すということも一つの方法ではあると。そういう観点からすれば、私は訂正の申請が出て、謝罪もされてということなんで、その事実と異なる部分について公表するかしないかというのは、これは早く決めていったらいいんじゃないかなと思いますけども。

○山下委員長 ということは、石川委員は、事実と異なる部分は削除するという方向ですか。

はい、分かりました。

次、嘉喜山委員、御意見。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私はやはり、事実が事実として、会議録には残した上で、最終的に原田議長の訂正、それをどうするかだけの問題かなと思っています。

○山下委員長 今、原田議長の部分の訂正。

○嘉喜山委員 原田議長が最終的に訂正されたことをどのような形にしていけるのか、それだけ考えたらいいんじゃないかなと思うんですけど。これが事実やと取られるとちょっとまずいし。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 今、嘉喜山委員が言われた部分につきましては、12月14日の議事録の13ページの125番の発言を見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○山下委員長 13ページの125番。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 すみません、分かりました。であれば、特に、そのままでいいと思います。

○山下委員長 最後、那須委員、この件に関して。

○那須委員 後から、あれは間違っていたから訂正するとか指摘されとかってというのはまたちょっとオーバーな考え方で、これは本人が削除してください、訂正してくださいって言われたときには当然それに対応すべきなんですよ。今回は、原田議長の発言の中で、としたことで、ホームページの黒塗りであったとか、今回のこの部分については、議長の不信任の対象にもなった一つのことだと思うんですよ。その辺りはきちんと私たちも考えないといけないし、私は、本人が削除の要請があれば、それはここで議論して、納得できるものであれば削除をしたいというふうに思います。

今回のこの原田議長の発言は、私も議長であつたら多分こういう発言をしたかなというふうな思いもあるんですよ。よく分からない文章、取りにくい文章で、判断がいろいろと分かれるような言い方をされておったので、議長もそういう発言をされたのかなというふうなところがあるんですよ。ですから、私は、削除というか公開議事録に載せないような形でも構わないと思いますけどね。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今、那須委員から、そして石川委員からも発言がありました。削除、本人が削除してと言われたときは削除していいということなんですけれども、じゃあ、本当にそうなんですかね。それだけですか規準は。いつまでも、本人は、あれは事実ではなかったと、削除要請できるんでしょうか。やっぱりその基準をね、客観的な基準を定めないといけないと思うんで

すよ。いつまでに、誰が、どういうことなら削除を要求していい、削除できるということ。本人が、あれは事実じゃなかったけん、私だって間違いはありますよ、発言の中で。じゃああれを、後になって消してください言うたら事務局だって大変ですよ。町民だって混乱しますよ。事実は事実として残すべきです。それが議会の、真摯な開かれた議会の姿やと私は思います。誰でも間違いはあるんですよ。私だって幾つでもあります。それも知ってもらった上で町民は議会というものが分かるわけですから、これはもう忠実に残すべきやと私は思います。消すのだったら、もう本当に何度も言いますが、客観的な基準をつくりましょうよ。いつまでも本人が、これ消してくれ言うたら消せるようじゃあ、愛南町議会、情けないやないですか。お願いします。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 本人からの申出によりまして、会議録から取消しができるのは、その会期中に限ります。なので、今回の場合は、今現在本人から申出があったとしてもそれはできません。なので、前回の、会期中最後の日に、この議会運営委員会の中で事実と異なる発言があったと、そういう事実があったと、ただその部分が特定できないので、議事録ができた段階で委員長がそこを特定して報告するという事だったと思っております。

以上です。

○山下委員長 今、局長からあった説明のとおりです。

先ほどから金繁委員の意見の中で、これを削除するならちゃんとそのルールづくりをするのが先ではないかという意見なんで、これ今ここで、議運でどうやこうやという問題で取り組むわけにはいきませんので、それは今後また全協で、議長主導でそれは決めていただいたらと思います。

原田議長。

○原田議長 今の件なんです、今後、私、昨年の議会基本条例の検証がありますよね、その中でもこういったことをちょっと出していただいて、また今後そういう検討をしていきたいと思えます。

○山下委員長 これ、先ほど事務局長から、訂正がある場合は会期内ということらしいので、これ、なかなか議運で削除とかいう方向には動きにくいと思うんですよ。だから今回のこの件について、もうこのまま議事録は、会議録は、このまま載せるという方向で賛成の方。

はい。

○那須委員 会期中に議事録ができないので、審議できないからということで、この議運は延ばしたはずなんです。だから、この今やっている議運は、その会期中のできなかった部分を今ずれ込んでやっておるだけですから、会期は終わったからではないです、と思いますよ私は。

○山下委員長 すみません、ちょっと私の確認不足で、認識不足で。

局長、今、那須委員から言われたんですが、これ終わっても議運が延長しておるんで、会期内のこととして取り上げているということで、これどういうことなんですか、これでいいんですかね。

本多事務局長。

○本多事務局長 先般、会期中の最後の議会運営委員会の中で、先ほど言いましたように、なかなか真実と異なる部分っていうのが特定できないので、議事録ができた段階で、委員長がその内容について確認して、取消し等をしてもいいかということで皆さんの議決を得ておるはず。この場はその報告の場であります。

以上です。

○山下委員長 だから今日は、委員長が確認をして、報告をして、皆さんに決めてもらいたいという、最初からその意見を言うておるんですが、なかなか前に進まないので。ある委員は、それは議決というか決めるべき問題ではないという意見が。

○石川委員 採決されておる。報告だけやからこれで削除……。

○山下委員長 石川委員。挙手をして。

石川委員。

○石川委員 前回の会期中にもう議決されておることであって、委員長が、ここの部分は事実と異なるということだけの報告やということで、私は今、理解したんですけど。採決云々じゃなくて、もうここの部分を、事実と異なりますということだけの報告ということで理解しました。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、確かにその報告なんですけども、その報告の中で、まだその部分が委員長として特定できていないので、この場で再度確認をしてもらいたいという、そういった意味もあろうかなと思っております。

以上です。

○山下委員長 まあこれ、委員長がこの報告なんですけど、このいろいろ各部分があるので、その中で意見ですよ、委員の。議運の中でやっぱり各委員が意見を出して、どうすべきとか意見を出してもらわんとこれ、意見がまとまりませんので。

今、もうこのまま全て公表するという方と、やっぱり事実と異なると思われる部分は削除したほうがいいという2つの意見があるんですよ。

石川委員。

○石川委員 もう修正、訂正という部分については、前回のことで、前回の議運の中で議決され、決しておるわけですから、委員会の中で、そのどこを削除するかということだけだと私は認識しておるんですけど、先ほどの事務局長の話からすると。これは委員長の案で、もうこれで削除しますという報告だというふうに私は認識として、していますので、あくまで削除が前提だというふうに認識しています。今の会議の流れからしたら。

○山下委員長 私的にいえば、委員長が、その各部分を報告して、委員の意見を聞いて決めるのがこれ委員会ではないかと思うんですよ。委員長のもう独断でここを削除する、ここはしないという、決める問題ではないと思います。

なかなかこれ前に進まんですよ、これ。

○那須委員 ですから、委員長がこの四角の部分を削除していいんですかって私たちに問いかけておるわけですよ。

○山下委員長 そうそう、そうそう、そうなの。

○那須委員 この部分でいいですかと。いやもっと短い部分で、先の分は残したらどうですかとかそういうことでしょう、いったら私たちが今、議論せんといけんのは。

だから順番にやっていきませんか。ほかにもあるかないか等含めて。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今既に、このまま残したほうがいいと、もうはっきり発言された委員もいますし、私含め、そうじゃない、一つ一つやっていくべきという委員と分かれています。委員長、委員の意見を聞いてくださったので、もう決を採られたら、決というか確認されたらどうかと思います。

○山下委員長 はっきり残したらいいという方と、濁ってどっちか分からない発言の方もおられるので、そしたらもう、これいつまでたってもこれ終わりませんので、順番に残すべきか残さないべきか意見をお聞きして、それでもう判断したいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 よろしいですか。

そしたら順番に鷹野副委員長から。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 議事録ですけん残すべきだと思います。

○山下委員長 はい、分かりました。

那須委員。

○那須委員 私は公開するべき議事録が削除されるべきだというふうに思います。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 このまま残すべきだと思います。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 私は公開する議事録については削除すべきだと思います。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私はこのままでいいと思います。

○山下委員長 そしたら、賛成多数、この議事録はこのまま残すことに決めました。

ほかに何か意見のある方おられませんか。

先ほど、金繁委員からのその意見で、今後この基準ですよ、本当、今後しっかり全協とかでも諮って、なかなか難しい、基準決めるいうてもなかなか難しいと思うんで、またそれは議長に今後お任せしたいと思います。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その黄色の部分ですよ、この黄色の、発言許可のない発言をどうするのかはどうするんですか。

私の意見としては、もう許可がないのであればこれは載せないと、きっちりしたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。これを載せる載せない議論をしようと、また混乱するんで、ないと事務局はもう、事務局というかその委員会とか議会の中で認めれば、それはもう載せないと、そういうふうにきっちり割り切ったほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○山下委員長 今回は、これを議論するに当たって、全て拾い出せる部分は全部不適切発言でも出しておるんですよ。普通の議事録の場合は、不適切発言は全然出ない。そうですね。そういうことなんで、今回はちょっとこれ、これは特別な場合なんですよ。普通は出ない、議事録には。

金繁委員。

○金繁委員 不規則発言が通常出ないですね。今回出していただいているんですが、ただ、私の発言の中で、12月10日の議運の16番の、ページ、2ページの発言なんですが、これは冒頭に「ちょっと委員長、すいません」と発言しています。録音の中にはこれしか残っていないかもしれないんですけども、アイコンタクトとかその、委員長との顔を見合わせて、うなずいていただいたりとかということもあるので、これが私は許可をもらって発言したと思っています。委員長にもこういうふう呼びかけをしているので、これまで消されると私は困るんですけども。なので……。

○山下委員長 今、金繁委員が、委員長から許可を得ての発言じゃなくて、アイコンタクトしたのかしていないのか私は全然覚えがないので、それは金繁委員の思いなんで、ここの部分、例えば、この不適切発言と思われる部分を全て消すのか消さないのかで統一したらいいんですけど、一つだけ残して後の部分は削除する、そういうことは私はできない。するなら、削除するのか、全部残すか、どちらかだと思うんですが、皆さんの意見をお聞きしたいんですが。

金繁委員。

○金繁委員 不規則発言を載せる載せないっていう基準も、じゃあ、どういう基準なのかっていうのをもうやっぱりはっきり決めておかないといけないと思うんですよ。もちろん、今、委員長と言って手を挙げて、許可をもらって発言するっていうのが、もちろんみんな共通の認識でそう決まっています。この2ページの私の発言に関しては、委員長に呼びかけて、許可をもらっているはずなんですよ。だから、委員長と呼びかけていないものはもちろん不適切ですけども、わざわざ呼びかけて、これだけ長い発言をして委員長からも止められていないので、私は

許可をしてもらったものとして認識しています。なので、その辺も、出す出さない、不規則発言の基準というのももっと明確にしていただけたらと思います。

○山下委員長 基準は先ほど言うたように今度、議長主導で全協で話をするというので、基準は決めていくと思いますので、今、ちょっと金繁委員が、自分では委員長と言って発言をしたと言っているんですけど、それを言いよるとほかの分も全部、例えばそういうことになりかねないので。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 金繁委員の言うことも分かりますけど、原則、委員長なり議長の許可をもらって発言権があるわけであるから、これは幾ら何でも、一応断っておるというても、一応委員長の許可がないということで、削除すべき。もう本当にそれ言いよったら切りがないです。これが、今の、今後検討すべきじゃないですけど、発言者はちゃんと許可を得て発言するという、基本に戻って、意見を言う。もうそれしかないと思います。

○山下委員長 先ほど言いましたように、今までの議事録ではこれは絶対出ていないんですよ。普通でいったら出ん部分やけど今回は特別に、特別に皆さんの言った意見を拾うて出しておるだけで、これは普通は出ないの。分かりました。出ないということは不規則発言なの。

金繁委員。

○金繁委員 ですので、その基準をはっきりしてほしいんですよ。「委員長」と言って、「はい、金繁委員」と言われているときと、言われていないときがあるんですよ。それがここには載っていないじゃないですか。そこをきちんと決めてほしいんです。私はこのときは、「委員長、すいません」と言ったから許可をもらっていると思います。

○山下委員長 分かりました。もうよろしいです。分かりました。今後それはまた全協で決めていきますので、今回はそういうまだルールが決まっていないので、これはやっぱり、今回の部分は、不適切発言は……。

金繁委員。

○金繁委員 決まっていないからこそ、これ消されたら困るんですよ。ルールが……。

○山下委員長 ちょっと待って、これは今までに出ない部分なの。勘違いしているんじゃないの。

○金繁委員 これは基準をちゃんとつくってもらわないと困ります。

○山下委員長 基準は今後つくるっていうんやから。

○金繁委員 いやいや、だから基準を決めてからまたこれを検討してください。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 基準を決めてからこの発言について決めてください。またもう一度話し合ってください。でないと、私は「委員長」と発言していますし、委員長は必ずしも「はい、金繁委員」と言ってくれるときと言ってくれないときがありますよね。

○山下委員長 それはありません。

○金繁委員 あります。だって残っていないじゃないですか。

○山下委員長 それは、金繁委員と言うてないときは。

鷹野副委員長、どうぞ。

○鷹野副委員長 ですから、今ある基準は、議長ないし委員長の許可を得て発言権が初めてあるんで、これは許可がないという文章で、それが今基準になっておると思います。

○山下委員長 はい、分かりました。

金繁委員。

○金繁委員 その基準が今、曖昧なんですよ。それを私言っているんです。必ずしも「はい、金繁委員」と言ってくださるときと言ってくださらないとき、皆さん……。

○鷹野副委員長 委員長、それは違うと思います。委員長、委員長、委員長、それは違うと思います。この発言と一緒になんですよ。

○金繁委員 いやだから、それに対して、許可します、許可しませんと一つ一つ言っているときと
言っていないときがあるじゃないですか。そうなんですよ。だからこそ、その基準を明確にし
てほしいということ。

○山下委員長 だから、それは今後しますと。だけど、今日はそれはできません。

○金繁委員 だから、その基準が決まってからこれを評価してください。基準がないうちにするのはおかしいです。

○山下委員長 分かりました。だから今までどおりの基準で、これは不適切発言と、私はそれが当然だと思います。

(発言する者あり)

○山下委員長 金繁委員、もうよろしいです。同じこと何回も言われても前へ進みません。

これ今までどおり、これ先ほど言いました、これは不適切発言で、普通では出ていない部分です。今回は審議をするために特別に全部拾って出した文章なんで、今までどおり私は、すみません、委員長が意見言ったらいけんの、この取扱いについて、皆さんの御意見、もう順番に聞きます。

これは今回、今までどおりの不適切発言で……。

○金繁委員 委員長、ちょっと待ってください。委員長、発言許可をお願いします。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 2ページの、この今、不規則発言かどうかで問題になっている私の発言は、とても重要な発言なんです。私は、委員長と手を挙げて言って許可しているかどうか、だからその基準が問題だと言っているんですよ。基準を……。

(発言する者あり)

○金繁委員 違います、指名してくださるときとしてくださらないときありますよ。全部録音聞いてください。一つ一つ、「はい、金繁委員」、「はい、鷹野委員」とおっしゃっているときとおっしゃっていないときありますよ。私は「委員長、すみません」と発言許可を求めています。ちゃんと目を見て、許可されたときに言っています。だからこれを消すのであれば、基準をつくってからにしてください。これまでみたいに名前を金繁委員と言ってくれたときとくれないときとありながら、私はそれを許可されたと思って発言しているのに、後からこれは発言許可していませんと言われたら、私は困るんです。

(発言する者あり)

○金繁委員 議会としてそんなことしたら駄目ですよ。石川委員は発言許可を得てください。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 これは許可をもらっていない発言なんですよ。

○金繁委員 私はもらっていますよ。

○那須委員 いいえ、いいえ。それは、それは、委員長が、「金繁委員」と言ったときだけ、言ったときだけ、それが正確な……。

(発言する者あり)

○山下委員長 何を言いやるの。那須委員が挙手して、那須委員って指名しておるんですよ、今。勘違いしたら困りますよ。あなたのが不規則発言なんです。

○那須委員 金繁委員と言われて初めてこれは議事録に載るように成立するんですよ。それは今までもそう、今までも許可をもらっていない発言は「・・・」か、もしくは無言のままで、議事録には載っていないんですよ。今までは。

○山下委員長 先ほど言うたように。

○金繁委員 委員長。

○山下委員長 まだ委員長、今話し中なので、出しゃばらないで。

これは、今までは絶対出ん部分の不規則発言なんですよ。先ほど、これは、今日は審議をす

るために特別に出したんで、これ、今までのルールで、不規則発言は出さないというルールなんです。

金繁委員、最後です。

○金繁委員 発言の許可を出す出さないの基準が、実は不明確なんです。名前を言われて許可とするっていう決まりはないです。事務局の方、お聞きしますが、これまで、発言許可を求めて、「はい」と言われた、もしくは黙っていた、そして「何々議員」と答えた、この3種類あると思うんですけど、それはどこまで発言許可としていらっしゃいますか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 ちょっと今の質問の回答と少しずれるかもしれませんが、事務局サイドとして、議事録を作成する上で、例えば録音したものを聞いて、発言許可を得ていないと思われる部分についても、例えばその前後、その発言の前後の脈絡が分からなくなるとか、もしくはこれが長らく、この問題について、問題になるものであろうとか、そういった部分については残すようにしている、配慮をしているというところはございます。

今回についても、あくまでも事務局として整文していないだけで、その内容を見て、前後の文章の脈絡が続かないとかという部分については残す場合もあるかというふうには考えております

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 私は、この発言については許可を得ていると思っていますし、そうです。というのは、「委員長、すいません」と言って、長々と発言させていただいています。許可がないのであれば、これは停止されていたはず。わざわざ委員長と呼びかけて、委員長はそれを止めなかったということは、私は、委員長、必ず目を見て私は言いますし、許可するという意思表示を、金繁委員という指名はされなかったにしても私は許可されたと思っています。

(発言する者あり)

○金繁委員 ですから委員長、いいですか。

○山下委員長 何。

○金繁委員 今、石川委員が横から言われたので、不規則発言止めていただけますか。

○山下委員長 今は石川委員が不規則発言です。不規則発言は皆さんやめてください。挙手して。まあ皆さんの意見は分かりました。これは先ほどの事実と異なると思われる発言に関しても、皆さんの意見を聞いて決めましたので、この黄色で網かけした部分です、不適切発言についてどうするかを決めたいと思います。

もうこれ意見も出尽くしたので、また、順番に鷹野副委員長から意見をお聞きします。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 不規則発言だと思います。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 今までどおりでよろしいと思います。不規則発言は議事録には、公開議事録には載せないということです。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 不規則発言ではありません。そして、不規則発言かどうかの基準をしっかりと決めてください。それでないと勝手に消されてしまうことになります。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 不規則発言だと私も認識していますので、不規則発言は、公開も残す議事録からも削除すべきだと思います。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私もこれは除くべきだと思います。これまでのルールにのっとって処理すべき事案

だと思ひます。

以上です。

○山下委員長 賛成多数でこれは、不規則発言は議事録には今回も載せないということで決まりました。

なお、今後はやっぱり議長に、全員協議会でこの取扱いについて、いろいろルールづくりをしていただきたいという要望をしておきたいと思ひます。

ほかにその他で何かありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、これで議会運営委員会を終わります。

どうも長々、長々お疲れさんでした。

委員長